福山市SDGs推進宣言制度についてQ&A

- Q1 福山市SDGs推進宣言制度とは、どのような制度ですか。
- A1 本制度は、市内の企業や団体等の S D G s の達成に向けた取組の宣言を募集し、福山市 S D G s 推進宣言証(以下「宣言証」という。)を発行するとともに、福山市 S D G s 推進プラットフォームサイト等で公表するものです。これにより、本市における S D G s 達成に資する取組を発掘及び周知し、企業・団体等による S D G s の取組を一層促進させていくことを目的としています。
- O2 メリットはありますか。
- A2 企業・団体等のSDGsを通じた地域への貢献度等が「見える化」され、市内外における企業・団体等の認知度向上につながります。また、宣言証の発行と同時に、福山市SDGs推進プラットフォームの会員となることができ、地方公共団体を始め、他企業や民間団体等との連携(ビジネスマッチング等)機会の拡大等が期待されます。
- Q3 宣言証が発行されると、SDGs達成に向けた取組をしていることの証明になりますか
- A3 本制度は、SDGs達成に向けた取組等を「見える化」するもので、その取組等をしていることを証明したり、社会的に保証したりするものではありません。
- Q4 提供するサービスや商品に対して、市からの SDG s の証明が与えられたものと認識 してよいですか。
- A4 本制度は、サービスや商品について何らかの証明をしたり、社会的に保証したりする ものではありません。

【申請・登録について】

- O5 申請に必要な書類は何ですか。また、どこで手に入りますか。
- A5 申請は「福山市 S D G s 推進プラットフォーム」の「宣言・新規会員登録フォーム」への入力のみで受付しております。紙面による申請はできません。
- Q6 「福山市 S D G s 推進プラットフォーム」の「宣言・新規会員登録フォーム」の使い 方がよくわかりません。
- A6 福山市 企画財政局 企画政策部 企画政策課までお問い合わせください。
- Q7 メール、郵送、FAX、持参等による申請も認められますか。
- A7 「福山市 S D G s 推進プラットフォーム」の「宣言・新規会員登録フォーム」のみで申

請を受け付けています。メール、郵送、FAX、持参等による申請は受理できません。

- Q8 SDG s 推進宣言を機にSDG s の取組を始めようと考えていますが(申請時点では 具体的な取組は実施していませんが)、申請できますか。
- A8 申請できます。今後実施する予定の取組に関する記載内容については、Q25 を参考に してください。
- Q9 自治会などの任意団体や個人での申請は可能ですか。
- A9 自治会などの任意団体の申請は可能ですが、個人(個人事業主を除く。)では申請できません。例えば、「○○自治会」などで申請してください。
- Q10 市内に支店や営業所等の事業所を有していませんが、市内企業等との取引がある場合 や、短期のうちに市内に事業所を設立する予定がある場合、申請できますか。
- A10 申請できません。
- Q11 市内に複数の支店や営業所等の事業所がある場合、各事業所が申請するのですか。それとも、いずれかの事業所が代表して申請するのですか。
- A11 法人単位での申請を主に想定していますが、支店や営業所等の単位で申請いただいて も構いません。
- Q12 市外に本社があり、市内に支店や営業所等の事業所がある場合、どのように申請すればよいですか。
- A12 本制度の対象は、市内に事業所等を有し、市内で事業活動を行う法人等であることから、申請は市内の事業所等が行ってください。そのため、申請フォームにおける申請者の項目には、市内事業所等の支社名等(株式会社〇〇福山工場など)や所在地を入力してください。法人等単位で申請する場合は、本社等の所在地、名称、代表者を入力してください。
- Q13 市内に常駐する従業員がいなくても、申請できますか。
- A13 申請できません。
- Q14 申請にあたり、手数料や登録料などの費用はかかりますか。
- A14 手数料や登録料等はありません。なお、「福山市 S D G s 推進プラットフォーム」の「宣言・新規会員登録フォーム」に係る通信費用等は申請者の負担となります。
- Q15 申請から宣言証の発行までの流れを教えてください。

- A15 申請後、事務局で内容の確認作業を行います。申請に不備等がない場合、概ね2週間以内にマイページにログインするURLをメールで送付します。ログイン後、マイページに掲載している宣言証をダウンロードして、自社のホームページへの掲載や事務所等での掲出など、SDGsの取組を発信、普及促進してください。なお、申請内容について、必要に応じて市から確認や修正等のため、メールアドレスや電話番号にお問い合わせすることがあります。
- Q16 申請内容についてはどの程度審査がありますか。
- A16 必要事項がすべて記載されているかどうか等を確認します。
- Q17 申請したら必ず宣言証が発行されますか。
- A17 対象要件を充たさない場合や、申請書類の不備が修正されない場合は、宣言証は発行 されません。
- Q18 宣言団体となったかどうかは何で確認できますか。
- A18 「福山市 S D G s 推進プラットフォーム」の「福山市 S D G s 推進宣言団体 一覧」 で公開します。
- Q19 宣言団体となった場合、連絡等はあるのですか。
- A19 宣言団体となった申請者へはメールで連絡をします。その際、「福山市 SDG s推進プラットフォーム」の「宣言・新規会員登録フォーム」に入力されているメールアドレスに送信します。
- Q20 宣言証はどのように発行されますか。
- A20 マイページに宣言証のデータ(PDF)で掲載しますので、ダウンロードして活用してください。なお、紙媒体での発行はいたしません。
- Q21 宣言の公表期間は「ホームページに掲載した日から2026年(令和8年)3月31 日まで」とありますが、更新の際にはどのような手続きが必要となりますか。
- A21 更新の手続きは、申請の時と同様に「福山市 S D G s 推進プラットフォーム」の「宣言・新規会員登録フォーム」で申請していただく予定です。その際、申請項目等が変更になる可能性がありますので、時期が近くなりましたら、「福山市 S D G s 推進プラットフォーム」でのお知らせ等をご確認ください。
- Q22 市税の滞納がないことを証明する書類として納税証明書は必要ですか。
- A22 証明書の提出は不要です。ただし、市税の滞納を含め、申請内容に虚偽があった場合

- は、宣言証を返還いただくとともに、福山市SDGs推進プラットフォームサイト等への掲載を取りやめます。
- Q23 「SDGs達成に向けた取り組み内容」、「2026年3月末までの成果指標」、「目指すゴール」は何を意味しているのですか。
- A23 取組内容が、SDGsの17のゴールのどの項目の達成に貢献するかを明らかにすることで、SDGsのゴールの達成に向けた取組として宣言していただくものです。取組の各々について、めざすSDGsのゴールを意識し、取り組んでいただきたいと考えています。また、2026年3月末までの成果指標を具体的な数値をもって記載していただき、その成果指標を意識して取り組んでいただきたいと考えています。
- Q24 本制度に申請するためには、SDGsの取組レベルはどういったものでもよいですか。
- A24 SDGsの取組レベルについて審査するものではありません。
- Q25 「取組内容」には、申請時点において取り組んでいないものの、これから取り組もうとしている内容を記載してもよいですか。
- A25 申請時点で取り組んでいないものでも構いません。これから取組予定の内容及び取組 予定時期を記載し、取組予定時期の冒頭に【予定】と記載してください。
- Q26 17 のゴールの詳細については、何を参考にすればよいですか。
- A26 国連広報センターのホームページに掲載している「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(日本語:外務省仮訳)を参考にしてください。
- Q27 取組はどれだけ記載できますか。
- A27 宣言する取組は、企業の場合は最大4つの記載枠を、団体の場合は最大5つの記載枠を用意しています。これらの枠を超えて記載する場合は、1つの枠に複数の取組を記載いただいて構いません。また、「福山市SDGs推進プラットフォーム」の「宣言・新規会員登録フォーム」では、一つの欄に入力できる最大文字数に制限はありませんが、簡潔な記載にご協力ください。

<その他>

- Q29 市長は必要に応じて説明又は追加書類の提出を求めることができるとありますが、何を指しますか。
- A29 「福山市 S D G s 推進プラットフォーム」の「宣言・新規会員登録フォーム」で入力 していただいた内容で分からない場合等に、事務局からご連絡の上、追加で書類を提出

いただく場合があります。

【その他】

- Q30 国連のロゴマークは使用してよいですか。
- A30 国連が定めるカラーホイールを含む SDG s ロゴと 17 のアイコンについては、本宣 言制度にかかわらず、国連広報センターに掲載されている「カラーホイールを含む SDGs ロゴと 17 のアイコンの使用ガイドライン」に従い、使用してください。
- Q31 交付された宣言証は、社内で掲示したり、自社の Web サイトで公開してもよいですか。
- A31 SDGsの取組を市内全域に広げるため、積極的に社内での掲示や各社のWebサイトでの公開等は積極的に行っていただきますようお願いします。ただし、宣言証の加工や再配布等は行わないでください。